

知多市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 2 3 号

知多市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部
を改正する規則

知多市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 8 年知多市規則第 4 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 4 の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。